平成２６年（フ）第３４号
三重県津市河芸町中別保1730番地
債務者　古市マチ子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０号
三重県名張市すずらん台西３番町61番地
債務者　武田　律夫
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２４号
三重県四日市市山城町1438番地３　モノシティあかつき台２Ｂ
債務者　向井　竜一
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
京都府宇治市伊勢田町若林36番地
債務者　上村　哲雄
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
京都市山科区勧修寺御所内町26番地　カーサスカイⅡ207、前住所大阪府和泉市山荘町260番地の10
債務者　進藤　正己
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
京都市右京区西京極新明町87番地８
債務者　川本　径子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
京都市山科区東野舞台町６番地３　パデシオン山科東野104号
債務者　重冨　将陵
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
京都市山科区東野舞台町６番地３　パデシオン山科東野104号
債務者　重冨　香織
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
兵庫県尼崎市塚口町３丁目36番地の５　シャトレ塚口301号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町２丁目７番１―1302号
債務者　渡邉　善治（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９２号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目６番15―102号
債務者　清水こと　韓　　幸二
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２０号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目154番地の７
債務者　中土井メロディ
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６３号
奈良県生駒市南田原町1230番地123
債務者　松西　星子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１３号
鳥取県米子市河崎877番地２
債務者　足本　貴子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第３１号
愛媛県新居浜市清水町２番13号
債務者　上野眞由美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１７号
愛媛県今治市関前岡村甲565番地、前住所愛媛県今治市別宮町５丁目203番地１　ユタカハイツ210号、前々住所愛媛県今治市北日吉町１丁目５番25号
債務者　新延　忠生
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１９号
福岡県嘉麻市漆生95番地13
債務者　桑原　　廣
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第５５号
福岡県久留米市御井町2175番地３　ドエル矢取203号、前住所福岡県久留米市三潴町玉満232番地１　ＡＹＪ天神Ⅱ―Ａ
債務者　吉野　隆之
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部